平成２１年（フ）第１２９号
宮城県東松島市矢本字南浦38番地１
債務者　及川　能幸（旧姓遠藤）
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１３１号
宮城県石巻市鹿又字町浦111番地
債務者　相澤　賢也
１　決定年月日時　平成21年７月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１３２号
宮城県石巻市水押３丁目３番７号エスポワールM202号
債務者　佐々木晃子
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１３３号
宮城県石巻市宜山町２番17号
債務者　吉田美代子
１　決定年月日時　平成21年７月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第６３号
山口県宇部市大字船木1265番地１
債務者　高橋　勝江
１　決定年月日時　平成21年７月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１６３号
沖縄県那覇市宇栄原１丁目19番３―301号
具志五月荘
債務者　富原　由貴
１　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１９４号
沖縄県島尻郡南風原町与那覇511―１　ネクスコートニューウォール302、住民票上の住所沖縄県南城市知念字久原29番地
債務者　伊集　朋世
１　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１３０号
宮城県牡鹿郡女川町塚浜字塚浜160番地
債務者　阿部　文子
１　決定年月日時　平成21年７月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第６２３号
千葉市稲毛区小中台町1546番地の１　稲毛スカイマンションＢ棟507号
債務者　ＴＡＫＡＨＡＳＨＩ　ＶＩＬＭＡ　ＢＡＣＡＳＯＮ
１　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６２７号
千葉県市原市五井6385番地３
債務者　笹川　由美
１　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６３４号
千葉県船橋市前原西４丁目34―５　エスペランサ404号室、住民票上の住所千葉県柏市南逆井４丁目23番８号
債務者　渡邉　裕美
１　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６４６号
千葉県市原市西広３丁目７番地16
債務者　垂水　春香
１　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６５８号
千葉市美浜区真砂５丁目16番10棟306号
債務者　神作美喜雄
１　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６６５号
千葉県船橋市本郷町734番地　ライオンズマンション船橋本郷町501号
債務者　常田　貞安
１　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６７５号
千葉県船橋市前原西３丁目20番８―202号
債務者　中村　明子
１　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６８０号
千葉県船橋市行田３丁目12番１号　ドミトリー西船内日食エステート
債務者　鎌田　良吉
１　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６８１号
千葉県船橋市行田３丁目12番１号　ドミトリー西船内日食エステート
債務者　鎌田　安子
１　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７０９号
千葉県市原市光風台３丁目609番地
債務者　上田　泰子（旧姓奈良）
１　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係